平成２４年（フ）第４３７号
鹿児島県鹿児島市西田３丁目31番９号　有明荘202号
債務者　岩﨑　　修
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４３号
秋田県大館市字八幡沢岱17番地20、前住所秋田県大館市字部垂町２番地
債務者　清水　文夫
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第４３６号
相模原市中央区中央４丁目９番22号
債務者　佐藤　博昭
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４４３号
神奈川県座間市相模が丘２丁目７番12号　ミツコマンション202号
債務者　原田　隆俊
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４４６号
相模原市中央区矢部２丁目７番31号　メゾンサンシャイン105
債務者　深澤　美樹
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４５１号
相模原市緑区元橋本町26番８号　橋本荘33号室
債務者　銘苅　俊彦
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第８６号
岐阜県美濃加茂市西町５丁目182番地　クランヴェールＢ棟202
債務者　秋葉　　恵
1　決定年月日時　平成24年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第１７９号
三重県四日市市追分１丁目７番14号、前住所三重県四日市市釆女が丘４丁目37番地
債務者　堀　　満康
1　決定年月日時　平成24年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１８０号
三重県四日市市追分１丁目７番14号、前住所三重県四日市市釆女が丘４丁目37番地
債務者　堀　小夜子
1　決定年月日時　平成24年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２３９号
三重県四日市市平津町147番地１
債務者　高野えりか（旧姓内山）
1　決定年月日時　平成24年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿1454番地１　港ヶ丘荘６号
債務者　谷本　敦司
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　津地方裁判所熊野支部

平成２４年（フ）第８９１号
京都市山科区西野山階町20番地　ヤサカ自動車山科　営　内
債務者　本田　久志
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１３４号
京都市山科区御陵岡町23番地15　貴容荘202号、前住所京都市中京区東洞院通六角下る御射山町260番地　ロイヤルプラザビル３―Ｂ号室
債務者　神谷　秀人
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１９８号
京都府八幡市八幡長谷64番地の２
債務者　山縣　光雄
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２１０号
京都市山科区大宅沢町209番地
債務者　髙橋　英司
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２４２号
京都市山科区西野山階町20番地　ヤサカ自動車山科単身者社宅211号
債務者　芳野　英雄
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６０９号
兵庫県芦屋市山手町７番６号
債務者　奥田　　勝
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係